

平成 30 年 3 月 22 日 開会

平成 29 年度 第 13 回紫波町教育委員会定例会会議録

紫波町教育委員会

平成 29 年度 第 13 回紫波町教育委員会定例会会議録

1 日 時 平成 30 年 3 月 22 日 午後 4 時から午後 4 時 50 分

1 場 所 紫波町役場 会議室 305

1 出席者 教育長 侘 美 淳
教育長職務代理者 高 橋 榮 幸
委 員 松 川 久 美
委 員 森 田 英 仁
委 員 滝 澤 真 千子

1 説明員 教育部長 石 川 和 広
生涯学習課長 俵 正 行
こども課長 吉 田 真 理
学校給食センター所長 藤 尾 好 子
学習推進室長 谷 地 和 也
こども室長 佐 藤 久 美
子育て支援室長 須 川 範 一
学務室長 葛 博 之

付議事件

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 議案第 1 号

部課長等及び教育機関の長の人事に関し議決を求めることについて

日程第 3 議案第 2 号

紫波町こどもの家職員の任用等に関する規則の制定に関し議決を求めることについて

日程第 4 議案第 3 号

紫波町教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

日程第 5 議案第 4 号

紫波町教育研究所規則の一部を改正する規則

議案第 5 号

紫波町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

議案第 6 号

紫波町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

議案第 7 号

紫波町教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

議案第 8 号

紫波町いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の一部を改正する告示

日程第 6 議案第 9 号

「紫波町立学校再編整備基本計画(素案)」の策定について

議事の概要

(開会 午後4時)

- 侘美教育長
これより会議を開きます。
本日の出席者は5名でございますので、会議は成立いたしました。
本日の会議日程は、あらかじめ皆様方に配付されているとおりでございます。
それでは、ただ今から平成29年度第13回紫波町教育委員会定例会を開会いたします。
日程に入るに先立ちまして、行事報告及び行事予定についてご説明いたします。
(平成29年度第12回教育委員会定例会から本日までの教育委員会関係行事報告及び行事予定について)

- 侘美教育長
日程第1、「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。
今定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

- 侘美教育長
異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

- 侘美教育長
次に、日程第2 議案第1号であります。人事案件でありますので、紫波町教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定により非公開にしたいと思っておりますが、非公開とすることに賛成の方は挙手願います。
(挙手あり)
出席者の3分の2以上に達しておりますので、非公開といたします。
それでは、会議規則第12条第3項の規定により、教育部長を除く事務局職員及びは退場をお願いします。

～ 非公開 ～

それでは、事務局職員の入室を許可します。

- 侘美教育長
次に、日程第3、議案第2号「紫波町こどもの家職員の任用等に関する規則の制定に関し議決を求めることについて」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

- 石川教育部長
議案第2号、「紫波町こどもの家職員の任用等に関する規則の制定に関し議決を求めることについて」であります。
こどもの家職員の任用等に関し必要な事項を定めるため、議決を求めるものであります。詳細につきましては、こども課長よりご説明いたします。
(吉田こども課長 詳細説明)
- 侘美教育長
これより質疑に入ります。
(質疑の有無を催促)
質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
議案第2号、「紫波町こどもの家職員の任用等に関する規則の制定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 侘美教育長
ご異議なしと認めます。
よって議案第2号は、原案のとおり決定されました。
- 侘美教育長
次に、日程第4、議案第3号「紫波町教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。
提案者の説明を求めます。
- 石川教育部長
議案第3号、「紫波町教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則」であります。
学校給食センターの調理員の勤務時間の割振りについて、所要の整備をしようとするものであります。詳細につきましては、学校給食センター所長から説明いたします。
(藤尾学校給食センター所長 詳細説明)
- 侘美教育長
これより質疑に入ります。
皆様方から、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
(質疑の有無を催促)
質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
議案第3号、「紫波町教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なしの」声あり。)

- 侘美教育長
異議なしと認めます。
よって議案第3号は、原案のとおり決定されました。

- 侘美教育長
次に、日程第5、
議案第4号「紫波町教育研究所規則の一部を改正する規則」
議案第5号「紫波町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」
議案第6号「紫波町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」
議案第7号「紫波町教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令」
議案第8号「紫波町いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の一部を改正する
告示」
以上5案件を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

- 石川教育部長
議案第4号から議案第8号までの5案件につきまして一括してご説明申し上げます。
5案件につきましては、教育委員会事務局に新たに「学校教育課」を設置し、併せて所要の整備をしようとするものであります。
詳細につきましては、学務室長より説明いたします。
(葛学務室長 詳細説明)

- 侘美教育長
これより一括して質疑に入ります。
(質疑の有無を催促)
質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

議案第4号、「紫波町教育研究所規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なしの」声あり。)

- 侘美教育長
異議なしと認めます。
よって議案第4号は、原案のとおり決定されました。

- 侘美教育長
次に、議案第5号「紫波町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

- 侘美教育長
ご異議なしと認めます。

よって議案第5号は、原案のとおり決定されました。

- 佐美教育長
次に、議案第6号「紫波町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 佐美教育長
ご異議なしと認めます。
よって議案第6号は、原案のとおり決定されました。
- 佐美教育長
次に、議案第7号「紫波町教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 佐美教育長
ご異議なしと認めます。
よって議案第7号は、原案のとおり決定されました。
- 佐美教育長
次に、議案第8号「紫波町いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の一部を改正する告示」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 佐美教育長
ご異議なしと認めます。
よって議案第8号は、原案のとおり決定されました。
- 佐美教育長
次に、日程第6、議案第9号「『紫波町立学校再編整備基本計画(素案)』の策定について」を議題といたします。
提案者の説明を求めます。
- 石川教育部長
議案第9号、「『紫波町立学校再編整備基本計画(素案)』の策定について」であります。
紫波町教育審議会の答申内容を尊重しつつ、子供たちへのより良い教育環境の確保と新しい時代に求められる「生きる力」を育むため、「紫波町立学校再編整備基本計画(素案)」を策定することについて議決を求めるものであります。
(石川教育部長 詳細説明)
- 佐美教育長
これより質疑に入ります。

ご意見ご質問はございませんでしょうか。
(質疑の有無を催促)

○ 滝澤委員

新聞等に掲載されてから、周りの保護者の声として、これからどうなっていくのかという不安の声もありますが、大人数で授業を受けることができることへの安心感、期待感も多く聞こえてきます。私もクラス替えが出来る人数がベストだと思います。児童生徒の関心度は非常に高くなっていると感じています。

○ 森田委員

小中一貫校のメリット・デメリット等について、いつか時間があれば、勉強をさせていただきたいと思っております。

○ 佐美教育長

今後、視察研修という形で、小中一貫校の土淵小学校・土淵中学校をはじめ、義務教育学校の大槌学園、他県の小中一貫校などを訪問して、校長先生等の話を聞く機会を設定できればと思います。

○ 松川委員

紫波第三中学校区の保護者は、基本計画(素案)の方向性で受け入れている方が多いようです。私の周りで、一番の関心が高いのは、スクールバスの在り方とコミュニティスクールです。

そこで、1点質問ですが、小学校も中学校も「まなびフェスト」を作成していますが、例えば紫波第三中学校区の場合、3つの小学校の「まなびフェスト」と中学校の「まなびフェスト」は何か連動している部分はあるのでしょうか。

○ 佐美教育長

小学校、中学校において連携している部分はありますが、学びフェストの作成については、各校長の権限において独自に作成しております。

○ 松川委員

今後、それをうまく活用できれば、小中一貫校となったときに、円滑に学校運営ができるのかもしれませんが。

○ 佐美教育長

先ほどコミュニティスクールの話がありましたが、紫波町バージョンの仕組みづくりとするのか、あるいは今後の教育振興運動をどうしていくのか、このことは生涯学習の課題の1つでもあります。子供たち、学校、地域がどういう形で連携していけばよいのか、委員の皆さんと勉強しながら進めていかなければならない課題であります。

○ 高橋委員

今まで、これらについてはきめ細かく積み重ねてきましたので、こういう形で進めていただければと思います。ただ、やはり問題は今出てきているように、通

学の問題、児童数が多ければいいのか少なければいいのか、施設をどうするのかなど、課題はたくさんあります。そのあたりを丁寧に説明していくことで、ご理解が得られるのではないかと感じております。

- 侘美教育長
質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
議案第9号、「『紫波町立学校再編整備基本計画(素案)』の策定について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なしの」声あり。)

- 侘美教育長
異議なしと認めます。
よって議案第9号は、原案のとおり決定されました。
なお、基本計画(素案)につきましては、今月30日に町ホームページ等において公表することといたします。

- 侘美教育長
以上をもって付議事件の審議は、終了いたしました。
続いて、その他に入ります。
事務局から説明願います。
(事務局からの事務連絡等)

- 侘美教育長
(質疑の有無を催促)
(「なし」の声あり。)

- 侘美教育長
以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これで平成29年度第13回紫波町教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉 会)

(閉会 午後4時50分)